

利用規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本施設名は Coone Fitness (以下「本施設」) と称します。

第2条 (所在地)

本施設の所在地は、埼玉県さいたま市大宮区仲町3丁目48-2 とします。

第3条 (目的)

本施設は、運動を通じて心身の健康を高め、年齢・経験・競技レベルを問わず挑戦と成長を楽しめる場を提供することを目的とします。

第4条 (運営主体)

本施設の運営・管理は Coone Lab. (以下「運営者」) が行います。

第2章 会員

第5条 (会員種別)

会員種別、利用条件、料金体系は別途定めるものとします。運営上必要と判断した場合、内容を変更・廃止することがあります。

第6条 (入会資格)

本施設の会員は、以下のすべてを満たす方とします。

1. 本施設の理念及び本規約に同意し、これを遵守できる方
2. 満年齢18歳以上の方
3. 医師等から運動を禁止されておらず、施設利用に支障のない健康状態である方
4. 他の会員の安全・利用環境を尊重できる方
5. 刺青のない方および暴力団その他反社会的勢力に属さない方 (ただし、運営者がファッションタトゥーと認めた場合はこの限りではありません)

本施設は、利用者が上記条件を満たさないと判断した場合、利用をお断りすることができます。

第7条 (入会手続き)

入会を希望する方は、所定の手続きを行い、運営者が承認した時点で会員資格を取得します。

第8条 (会費等)

会費、入会金、その他料金の金額、支払い方法、支払期限等は別途定めるものとします。

第9条 (会員資格の譲渡等)

会員資格は本人に限るものとし、第三者への譲渡、相続、名義変更はできません。

第10条 (届出事項の変更)

氏名、住所、連絡先等の登録情報に変更が生じた場合、速やかに所定の方法で届け出るものとします。

第11条 (会費の滞納時の対応)

会費の支払期日を経過してもなお入金を確認できない場合、運営者は当該会員に対し、事前に通知のうえ、本施設の利用を一時的に停止することができるものとします。利用停止後も一定期間入金が確認できない場合、運営者は、当該会員に対して個別に連絡を行い、支払状況の確認および今後の対応について協議するものとし、会費滞納が2ヶ月にわたる場合、運営者は当該会員を退会とすることができます。

滞納会費については法的措置を含めて請求する場合があります。なお、滞納期間中も会費は発生します。

第3章 施設利用

第12条 (利用の原則)

本施設は、初心者から競技思考の利用者まで幅広いレベルを対象としたプログラムを提供します。会員は、自身の体力・体調に応じて無理のない範囲で参加するものとします。

第13条 (利用制限)

運営者は、以下の場合施設の利用の全てまたは一部を制限することがあります。

- ・施設の保守、点検、改修
- ・イベント、研修等の実施
- ・その他、安全確保や運営上やむを得ない場合

第14条 (ドロップイン)

本施設では会員以外の方を対象に、単回の参加ができる「ドロップイン」を認めます。ドロップイン利用者 (以下「利用者」という) は、本施設が定める利用条件、注意事項、指示事項を遵守するものとします。利用者の利用にあたっては、本規約に定める会員に関する規定を原則として準用するものとし、特に定めのない事項については、会員と同様に扱います。

第15条 (禁止行為)

会員は、以下の行為を行ってはなりません。運営者の判断に応じて、該当会員を退会処分とすることができます。

す。

1. 他の会員またはスタッフへの迷惑行為・危険行為
2. 無断での撮影、録音、営業、勧誘行為
3. 施設・備品の故意または重大な過失による破損
4. 無断での備品持ち出し、私物の放置、危険物のお持ち込み
5. 運営者が不適切と判断する行為
6. 他の会員またはスタッフのプライバシーを侵害する行為（本人の同意なく、会話内容・個人情報・画像/動画等を第三者へ共有、または SNS 等へ投稿する行為）

第4章 休会・退会

第16条（休会）

会員は、休会を希望する場合、休会希望月の前月 10 日までに店舗にて所定の書面により手続きを行うものとします。休会期間中は、月額 1,650 円（税込）の休会費を支払うものとします。休会期間は連続 6 ヶ月を上限とします。休会期間中は本施設の利用はできません。休会開始後の遡及適用は行いません。

第17条（退会）

退会を希望する場合は、別途定める期間、条件等に応じて店舗で所定の手続きを行うものとします。

なお、月会費制の場合、利用の有無にかかわらず、月途中で退会された場合の会費の日割り返金は行わないものとします。ただし、本施設都合による閉鎖の場合はこの限りではありません。

第18条（中途解約）

会員は、法令の定めに基づき中途解約を行うことができます。中途解約に伴う精算方法については、別途定める料金規定に従うものとします。中途解約に伴う違約金等が発生する場合は、法令の範囲内で別途定めるものとします。

第5章 責任・免責

第19条（自己責任の原則）

会員は、自己の責任において本施設を利用するものとします。

第20条（免責事項）

運営者は、安全管理に十分配慮いたしますが、運動には一定のリスクが伴うことを会員は理解するものとします。運営者は、自己の故意または重大な過失がある場合を除き、通常想定される範囲内の怪我・事故・体調不良等について責任を負いません。

会員は、必要に応じて医師の診断・指示に従い、運営者から求められた場合は運動可否に関する申告・確認に協力するものとします。会員自身の健康状態について虚偽申告があった場合、本施設は一切の責任を負わないことに同意するものとします。

第21条（損害賠償）

会員が本施設内で運営者または第三者、本施設器具等に損害を与えた場合、当該会員はその責任を負うものとします。また、本施設器具を破損等させた場合、当該会員は弁償責任を負います。

第6章 規約の変更・その他

第22条（規約・料金等の変更）

運営者は、法令の変更、社会情勢の変化、運営上の合理的必要性がある場合に限り、本規約を変更することがあります。変更内容および効力発生日を事前に告知し、合理的な期間を経過後に適用します。

第23条（閉鎖）

運営者は次の場合、本施設を閉鎖することができます。この場合すべての会員は退会とし、何等の異議申立をすることはできません。また、運営者は会員に対し、未経過分については日割り計算により返金します。ただし、天災地変等やむを得ない事由による場合は、実際の営業停止期間および未利用期間を考慮し、合理的な方法により精算します。

1. 法令の制定改廃または行政指導により営業が不可能になったとき。
2. 災害その他により施設の被害が大きく、営業が不可能になったとき。
3. 著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

第24条（準拠法・管轄）

本規約は日本法に準拠し、本施設所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（施行）

本規約は 2026 年 3 月 1 日より施行します。